

(次のよう)は省略) 建設大臣 中村 梅吉

その関係図書は、大分県庁、大分市役所及び
鶴崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

(次のよう)は省略) 建設大臣 中村 梅吉

(次のよう)は省略) 建設省告示第2千八百九十三号

(次のよう)は省略) 建設大臣 中村 梅吉

◎建設省告示第二千八百八十四号

東京都計画公園を次のように変更する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百八十五号

東京都計画新宿駐車場整備地区を次のように指定する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百八十六号

東京都計画街路を次のように変更し、及び追加し、同街路事業及びその執行年度割を次によりに決定し、昭和三十六年建設省告示第三百七十一号東京都計画街路事業を次のように変更する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百八十七号

東京都市計画街路を次のように変更し、同街路事業及びその執行年度割を次によりに決定する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百八十八号

東京都市計画公園を次のように追加し、及び変更し、並びに同公園事業及びその執行年度割を次のように決定する。

〔(次のよう)は省略〕

建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百八十九号

東京都市計画公園を次のように変更する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十九号

東京都市計画一団地の住宅(昭和郷住宅)經營並びに同一団地の住宅經營事業及びその執行年

度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都府及び昭島市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十一号

昭島都市計画一団地の住宅(昭和郷住宅)經營並びに同一団地の住宅經營事業及びその執行年

度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都府及び昭島市役所に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十二号

都市計画法施行令第三条の規定により、昭和三十六年建設省告示第二千八百九十一号昭島都市計画一団地の住宅(昭和郷住宅)經營事業の執行行政として東京都知事を指定する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十三号

小金井都市計画一団地の住宅(小金井貢井北町住宅)經營を次のように追加し、同一団地の

住宅經營事業及びその執行年度割並びに特許すべき同事業の種類及び範囲を次のように決定す

る。その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十四号

東京都市計画公園を次のように変更する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十五号

東京都市計画一団地の住宅(上野毛住宅)經營及びその執行年度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十六号

昭島都市計画赤羽一丁目附近土地区画整理事業を施行すべき区域並びに同都市計画事業赤羽

一丁目附近土地区画整理事業及びその執行年

度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十七号

東京都市計画赤羽一丁目附近土地区画整理事業を施行すべき区域並びに同都市計画事業赤羽

一丁目附近土地区画整理事業及びその執行年

度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十八号

東京都市計画公園を次のように変更する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十九号

東京都市計画公園を次のように変更する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十四号

昭島都市計画公園を次のように変更する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日

建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十九号

東京都市計画一団地の住宅(上野毛住宅)經營及びその執行年

度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十五号

東京都市計画一団地の住宅(上野毛住宅)經營及びその執行年

度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十六号

東京都市計画赤羽一丁目附近土地区画整理事業を施行すべき区域並びに同都市計画事業赤羽

一丁目附近土地区画整理事業及びその執行年

度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十七号

東京都市計画赤羽一丁目附近土地区画整理事業を施行すべき区域並びに同都市計画事業赤羽

一丁目附近土地区画整理事業及びその執行年

度割を次のように決定する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十八号

東京都市計画公園を次のように変更する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十九号

東京都市計画公園を次のように変更する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十三号

小金井都市計画一団地の住宅(小金井貢井北町住宅)經營を次のように追加し、同一団地の

住宅經營事業及びその執行年度割並びに特許すべき同事業の種類及び範囲を次のように決定す

る。その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉

〔(次のよう)は省略〕

建設省告示第二千八百九十四号

東京都市計画公園を次のように変更する。

その関係図書は、東京都府に備え置いて縦覧に供する。

昭和三十六年十二月二十五日 建設大臣 中村 梅吉